

諮問日：平成30年7月5日（平成30年度（最情）諮問第23号）

答申日：平成30年12月21日（平成30年度（最情）答申第54号）

件名：最高裁判所判事の履歴書の一部開示の判断に関する件（文書の特定等）

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載1の文書については、作成し、又は取得していないとして不開示とし、別紙記載2の文書については、存否を明らかにしないで不開示とし、別紙記載3及び4の文書については、特定の最高裁判所判事の履歴書（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年6月1日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

経歴の確認作業は、自筆の履歴書と照合するほかない。事務総局で勝手に創作できるはずもない。

対象文書の存否を答えるのは、当然である。

本件対象文書の開示では、不十分である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

別紙記載1の文書については、事務総局の決裁は審査公報の原稿を送付することに対するものであり、原稿の内容は判事に一任されているので、作成し、又は取得していない。

別紙記載 2 の文書については、特定の最高裁判所判事の任命に係る司法行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5 条 6 号に規定する不開示情報に相当する特定の最高裁判所判事の人事の具体的手続に関する情報を開示することになるので、文書の存否を答えることができない。

別紙記載 3 及び 4 の文書については、最高裁判所において探索した結果、本件対象文書以外に該当する文書は存在しなかった。

第 5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成 30 年 7 月 5 日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年 9 月 21 日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年 11 月 16 日 審議

第 6 委員会の判断の理由

- 1 別紙記載 1 の文書について、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、事務総局における決裁は審査公報の原稿を送付することを対象とするものであり、原稿の内容等については判事に一任されているので、当該文書は作成し、又は取得していないとのことである。本件開示申出の内容に照らして検討すれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において別紙記載 1 の文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において別紙記載 1 の文書を保有していないと認められる。

- 2 別紙記載 2 の文書について、苦情申出人は、対象文書の存否を答えるべきである旨を主張する。しかし、別紙記載 2 の文書の存否を答える場合には、特定の最高裁判所判事について本件開示申出に係る身上調査資料が存在するか否かが明らかになることからすれば、法 5 条 6 号に規定する不開示情報に相当する

特定の最高裁判所判事の人事の具体的手続に関する情報を開示することになるので、文書の存否を答えることができないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、別紙記載2の文書について、存否を答えるだけで法5条6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになるとした原判断は、妥当である。

- 3 別紙記載3及び4の文書について、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、最高裁判所において探索した結果、本件対象文書以外に該当する文書は存在しなかったとのことである。本件開示申出の内容及び本件対象文書の記載内容を踏まえて検討すれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件対象文書以外に別紙記載3及び4の文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件対象文書以外に別紙記載3及び4の文書を保有していないと認められる。

- 4 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において別紙記載1の文書並びに同3及び4の文書のうち本件対象文書を除くものを保有していないと認められ、別紙記載2の文書の存否を答えるだけで法5条6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人

別紙

- 1 別件の開示申出に対して開示された特定の文書の記載内容について、間違いのないとの確認・検査の上での是認と思料される。何と照合されたか、原資料名とその原本。
- 2 特定の最高裁判所判事の身上調査資料
- 3 特定の最高裁判所判事が特定の学校法人の監事として就任し、又は辞任した年月日
- 4 特定の最高裁判所判事が特定の委員会の委員として就任し、又は辞任した年月日